

# 関税制度移行下におけるこんにゃく貿易の変容に関する一考察

誌名	弘前大学農学生命科学部学術報告
ISSN	13448897
著者名	石塚, 哉史
発行元	弘前大学農学生命科学部
巻/号	14号
掲載ページ	p. 1-11
発行年月	2012年2月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 関税制度移行下におけるこんにゃく貿易の変容に関する一考察

—ミャンマー・中国産こんにゃくの対日輸出を中心に—

石塚 哉史

弘前大学農学生命科学部園芸農学科食農経済コース

(2011年10月25日受付)

## 1. はじめに

周知の通り、近年急速に農産物貿易のグローバル化がドラスティックに進む中で、わが国の食料自給率は40%前後の数値で停滞している。この数値は、先進国中で低水準であるだけでなく、わが国の輸入農産物への依存度が極めて高いことを示している。輸入数量が増加した要因として、「プラザ合意後の円高による内外格差の発生」、「農業労働力の高齢化、後継者不足による国内生産の衰退」、「食品企業による開発輸入の増加」等の国内外において、日本の農業を取り巻く状況が大幅に変化している点が指摘できる。こうした事象によって1980年以降に安価な輸入農産物が増加したことに伴い、国内産地及び生産農家における経営状況が厳しさを極めていっている。それに加え、2010年10月には、菅首相（当時）が新成長戦略実現会議においてTPP<sup>(注1)</sup>（環太平洋戦略的経済連携協定）協定交渉等への参加を検討する等のコメントを出す等、現時点よりも自由貿易を加速させることを指向する動きが商工業部門に見受けられ、農業部門への影響が懸念されているところである。

こうしたの中で、最近ではマスコミ等の報道において農産物に係る関税の存在が取り上げられる機会が多く見受けられる。関税はわが国と輸入相手国との内外価格差を鑑みて設定されている。特に主食である食糧作物や中山間地や離島等の地域農業において基幹農作物となる品目に関しては、ウルグアイ・ラウンド交渉合意を踏まえ国内農業の維持を目的として高価又は高率な関税を国境措置として設定している。具体的な品目を例示すると、こんにゃくいも<sup>(注2)</sup> (2,796円/kg)、精米 (341円/kg)、小豆 (354円/kg)、タピオカでん粉 (119円/kg)、粗糖 (72円/kg) 等が挙げられる。前述の品目による関税率に換算すると、全ての品目が300%を超過しており、現状では内外価格差に大幅な開きが生じている。その中でもこんにゃくいもは、北関東地方（群馬県・栃木県・茨城県）及び中国地方（広島県）の中山間地域において重要な収入源である点、多年生作物である点を鑑みわが国の農作物において最高税率の関税を設定した品目であるために従来の輸入数量は極めて限定されていた。しか

しながら、後述する近年の関税制度の変更により、こんにゃくいもの輸入動向に変化が発生しつつある。

以上の点を踏まえ、こんにゃくの貿易に関する既存研究を整理すると以下の特徴が指摘できる。わが国のこんにゃく輸入に関する研究をみると、1990年代後半に輸入急増させた中国を対象とした分析に傾倒している点が指摘できる。こんにゃく製品の最大輸入相手国である中国については、「輸入増加に伴う国内産業への影響」<sup>(注3)</sup> 及び「対日輸出産地の形成」<sup>(注4)</sup>、「製造企業の加工事業の展開」<sup>(注5)</sup> という様に生産・加工・流通の各事業主体に至るまで研究成果が蓄積されているが、その他の輸入相手国に関しては、①輸入数量が極めて少量である点、②日本と比較すると現地情報及び資料の存在が乏しい点の影響から未だに不明瞭な点が多く、既存研究も少ない。次にこんにゃくの関税制度に関する研究をみると、現行の関税制度（関税割当制度）に関する分析<sup>(注6)</sup> は蓄積されているものの、近年の制度変更（無税無枠拡充措置）及びその影響について言及したものは稀少といえる<sup>(注7)</sup>。

そこで本稿の目的は、LDC無税無枠拡充措置の施行以降においてわが国のこんにゃく貿易がいかなる変容を示したのかについて明らかにしていく。貿易に関しては現時点において統計資料等では輸出が確認されていないことから、輸入に焦点をあてて検討していく。前述の目的に基づき、具体的な分析を行う内容は以下の通りである。第1は、こんにゃくいもの輸入動向及び関税制度について関連資料の分析を行い、その後輸入相手国におけるこんにゃく対日輸出システムの現段階を明らかにする。第2は中国及びミャンマー両国での実態調査結果<sup>(注6)</sup>に基づき、①LDC<sup>(注7)</sup>無税無枠拡充措置後におけるこんにゃく輸入数量及び輸入相手国の変化、②現地の政府関連機関及び産地、製造企業のヒアリング調査から、生産・加工・流通を包括したこんにゃくの対日輸出システムの今日的展開、を分析することによって接近していく。

なお、本稿でこんにゃくいもを事例として設定した理由は、前述の通り、高関税下において輸入は行われていたがその数量は限定されていたが、近年LDC諸国（主にミャンマー）からのこんにゃくいもの輸入数量が急増

しており、セーフガードを発動する等近年のグローバル化が進展した影響を受けている品目と判断することが可能であるためである。

## 2. わが国におけるこんにゃくの輸入動向

### 1) 関税制度

こんにゃく製品の主原料であるこんにゃくいもは、1995年以前は「輸入割当制度品目」(IQ)であったが、ガット・ウルグアイラウンドにおける農業合意により「関税割当制度品目」(TQ)に移行した。現在では、1次関税枠(アクセス機会の数量)267トン、1次関税率40%が設定されている。1次関税率の内、250トン(93.6%)は沖縄の輸入枠(沖縄は20%)である。この枠外での輸入に関しては、2次税率が課せられる。

2次税率は、1995年以降の6年間(1995~2000年)においては基準期間(1986~88年)の内外価格差をもとに設定した、3,289円/kgが基準となり、この価格から毎年均等に合計で15%削減され、2000年では、2,796円/kgとなっている。現在は、2000年の数値のまま、据え置きされている。輸入数量については、2次税率を支払えば自由に輸入することが可能だがこうした高率の関税がかけられることによってこんにゃくいもの輸入が限られたものとなっている<sup>(注8)</sup>。こんにゃく製品に関しては、1995年から既に自由化されており、関税は、2000年において21.25%となっている。

### 2) LDC無税無枠措置制度及び関連措置の概要<sup>(注9)</sup>

#### ①制度設置の背景

わが国は、2005年12月のWTO香港閣僚会議に先立ち、「開発イニシアチブ」の一環として、IDC(所謂、開発途上国の中で最も開発の遅れた国。1人あたりのGNIが750ドル未満等の条件を満たす50カ国)製品における市場アクセスの拡充を実施することを表明した。その後の香港閣僚宣言において上記の内容が合意され、①LDCの全製品に対し、2008年までに原則関税を無税にし、輸入数量枠を設定しない無枠という機会を供与すること、②前述の①が困難な加盟国は、2008年までに97%

以上の産品を無税無枠とし、その後に対象品目の追加すること、の2点が決定した。このことを受けて、わが国も同年4月に関税法を改正し、LDC諸国に対して例外品目(米及び米調整品、水産物IQ品目、砂糖、でん粉及びでん粉用とうもろこし)以外の無税無枠措置の拡充を開始することとなった。

#### ②LDC無税無枠措置制度施行に伴う国内産業の対抗措置

2008年の関税改正により、現在のLDC無税無枠措置は、LDC諸国(50カ国)<sup>(注10)</sup>に対して「無税を適用し、かつ無枠(特惠関税を適用する際に限度額や限量で管理しない)を供与することと定めている。しかしながら、拡充措置に伴い輸入量が急増した場合には、エスケープクローズ(国内産業への影響への防止)<sup>(注11)</sup>、特別セーフガード(国内産業(関税化品目等)への影響の防止)<sup>(注12)</sup>、迂回輸入防止対策(原料原産地制度の徹底)等の関連措置を行うことにより、国内産業への影響を防止するような仕組みとなっている。

### 3) こんにゃくの輸入状況

#### ①こんにゃくいも

表1は、わが国におけるこんにゃくいも(「荒粉」及び「精粉」、1次枠・2次枠の合計)の輸入量の推移を示したものである。この表から、2009年(1~12月)におけるわが国のこんにゃく原料の総輸入量は410トン(前年比:138.5%)と前年よりも増加しており、その内ミャンマーからの輸入量は321トン(総輸入量の78.2%)であり、2/3以上の比率を占めている点が読み取れる。ミャンマーは現行の関税制度体制下が開始された1995年~2000年代前半までは、安価な原料価格が豊富に存在していたため輸入実績はあったものの、①国産原料価格の低迷、②国産と比較した際の品質格差等の影響から2006年、2007年と2年連続して輸入実績が存在していなかった。その後の2008年に輸入が再開した要因は、LDC諸国に対する無税無枠措置の影響によるものと想定でき、制度改正を契機としてミャンマー産こんにゃくいもの輸入が再開されたものと理解できる<sup>(注13)</sup>。

表1 最近のこんにゃくいもの輸入量の推移

(単位:トン、%)

	全 体		中 国		ミャンマー		インドネシア	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
1995年	223	100.0	43	19.3	70	31.4	110	49.3
2000年	234	100.0	78	33.3	98	41.9	59	25.2
2001年	183	100.0	49	26.8	74	40.4	60	32.8
2002年	328	100.0	119	36.3	179	54.6	30	9.1
2003年	212	100.0	70	33.0	94	44.3	48	22.6
2004年	220	100.0	108	49.1	62	28.2	50	22.7
2005年	316	100.0	159	50.3	102	32.3	55	17.4
2006年	141	100.0	96	68.1	0	0.0	45	31.9
2007年	142	100.0	102	71.8	0	0.0	10	7.0
2008年	296	100.0	68	23.0	187	63.2	34	11.5
2009年	410	100.0	33	8.0	321	78.3	45	11.0

資料:財務省『貿易統計』から作成。

さらに前述の点を検討するために関税区別の輸入動向を整理していこう。表2は、わが国における関税区別こんにゃくいも輸入量の推移を示したものである。この表をみると、2008年、2009年に急増したミャンマーからの輸入は、全て関税枠外に区分されている。LDC産品の輸入は、1次関税枠以外の区分に該当するので今回の拡充措置の影響により増加傾向を示したものであると判断できる。

一方、2000年代中盤までは、中国が最大輸入国であったが、関税率の影響と中国国内産地も国内産地と比較すると同様に自然災害の影響を受ける頻度が高く供給体制が不安定であり、原料価格の価格変動が発生しやすいため、インドネシア、ミャンマーを加えた3カ国で輸入量を担っていた。その後中国がこんにゃくいも栽培や精粉加工等の技術を導入したことにより、他の2国よりも品質が高度化したために、2006年、2007年は総輸入量の過半数を占めた。

ミャンマー産の輸入量が急増したのは、LDC諸国を対象とした無税無枠制度開始（2007年）した翌年度の2008年度からである。その理由は、制度変更から2年後

というタイムラグが発生した背景にはこんにゃくいもが多年生作物であり、生育までに2〜3カ年（いもの肥大による変動）を要するという特性が関係している。2008年度は自生したいもが中心であったが、翌2009年度は対日輸出を目的として栽培によるいもが現れているため、その数量が増えていたのである。この点は、拡充制度以前の総輸入量は、概ね141〜328トンの範囲内で推移しており、LDC諸国への無税無枠措置への対応が軌道に乗った2009年にはその数量をはるかに超過した数量を輸入していることから容易に読み取れよう。

② こんにゃく製品

表3は、こんにゃく製品における輸入量の推移を示したものである。この表から、2009年の輸入量は3万868トン（前年比：108.5%）、その内中国からの輸入は2万7,956トン（前年比：111.7%）であり、総輸入量の90.6%と圧倒的な数量を占めており、前年に引き続き減少傾向を示していることが読み取れる。中国産こんにゃく製品の輸入量の比率をみると、1990年代中盤から急激に増加し、2000年代に総輸入量の90%程度を占めている。

1990年代中盤以降に中国産こんにゃく製品輸入が増大

表2 こんにゃくいも関税区別輸入量の推移

(単位：トン、%)

	合計		関税枠（1次関税：40%）						関税枠外（関税：2,796円/kg）							
			中国		インドネシア		ミャンマー		中国		インドネシア		ミャンマー			
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
1995年	133		133	100.0	44	32.7	40	29.8	50	37.6						
1996年	180		169	94.1			17	9.4	152	84.5	11	5.9	11	5.9		
1997年	335		267	79.7	40	11.9	67	20.0	160	47.8	68	20.3	68	20.3		
1998年	308		207	67.3	62	20.2	30	9.8	115	37.4	101	32.7	101	32.7		
1999年	304		194	63.8	50	16.4	40	13.3	98	32.2	110	36.2	110	36.2		
2000年	234		193	82.6	37	15.8	59	25.2	97	41.5	41	17.4	41	17.4		
2001年	183		131	71.8	35	19.0	60	32.9	37	20.0	52	28.2	14	7.7	38	20.5
2002年	327		97	29.6	30	9.1	30	9.1	38	11.5	230	70.4	89	27.2	141	43.2
2003年	212		83	39.2	25	12.0	48	22.6	10	4.7	129	60.8	45	21.2	84	39.6
2004年	220		85	38.6	29	13.0	50	22.7	6	2.7	135	61.4	79	36.0	56	25.4
2005年	316		54	17.1	40	12.7	10	3.2	4	1.3	262	82.9	119	37.6	45	14.3
2006年	138		60	43.4	40	29.1	20	14.5			78.4	56.6	53	38.6	25	18.1
2007年	142	100.0	98	69.0	68	48.0	30	21.1			44	31.0	34	23.9	10	7.0
2008年	296	100.0	76	25.7	54	18.2	22	7.4			220	74.3	13	4.4	12	4.1
2009年	410	100.0	55	13.4	20	4.9	35	8.5			355	86.6	13	3.2	10	2.4
															321	78.3

資料：表1と同じ。

表3 最近のこんにゃく製品の輸入量の推移（関税割当制度以降）

(単位：トン、%)

	全 体		中 国		韓 国		インドネシア	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
1995年	25,082	100.0	12,179	48.6	11,898	47.4	464	1.8
2000年	25,531	100.0	17,504	68.6	7,643	29.9	424	1.7
2001年	25,539	100.0	17,264	67.6	7,826	30.6	449	1.8
2002年	25,053	100.0	18,083	72.2	6,560	26.2	401	1.6
2003年	27,894	100.0	22,298	79.9	5,147	18.5	444	1.6
2004年	32,547	100.0	27,152	83.4	5,044	15.5	351	1.1
2005年	35,288	100.0	30,461	86.3	4,467	12.7	360	1.0
2006年	35,830	100.0	32,024	89.4	3,328	9.3	478	1.3
2007年	33,615	100.0	30,742	91.5	2,441	7.3	432	1.3
2008年	28,454	100.0	25,036	88.0	3,079	10.8	339	1.2
2009年	30,868	100.0	27,956	90.6	2,614	8.5	295	1.0

資料：表1と同じ。

した要因は、低賃金労働力と安価な原料が確保できることを目的として中国進出した製造企業が登場したためである。取りわけ、こんにゃく製品の加工工程において労働集約型である糸こんにゃく（特に小結製品）の生産ラインは、日本国内から中国にシフトしつつあるのが実情である。

しかしながら、2006年の輸入量をピークとして近年製品輸入量が停滞している要因は、2007年12月～2008年1月にかけて発生した中国製冷凍餃子中毒事件の発生等の影響から、中国産食品を敬遠する国内消費者を考慮した大手量販店による家庭消費用の需要量が減少した点が指摘できる。

### 3. こんにゃく対日輸出の実態

#### 1) ミャンマー産こんにゃく原料の対日輸出

##### ①生産・加工の現段階

ミャンマー国内におけるこんにゃくいも産地は、中国やタイとの国境付近山間部に存在しているが、現状では栽培が主流ではなく、自生のいもを採取するのが大半であり、産地形成が緒に就いた段階にあるといえる。

ミャンマーこんにゃく協会<sup>(注14)</sup>へのヒアリング調査によると、こんにゃくいもの生産量は、3,000～4,000トン（年間）程度であり、その大半は中国へ輸出されている。主要品種は、ムカゴ種が多く全体の70%程度を占めている。その他は花芋、白芋という中国国内と同様の品種である。現時点では、原料業者も品種よりもいもの数量を確保することを優先しており、品種への関心や希望はあまり見受けられない。

最近では、プランテーションの中で僅かであるが栽培を開始した事例も見受けられるが、その比率は低い。栽培が見受けられる地域は、「チン州」、「シャン州」、「ヤンゴン管区」の有力な産地であり、農家が自主的に栽培を開始している。チン州は地方政府の支援を受け、栽培体系を確立するよう進めている。「シャン州」は、国境に立地しているために雲南省（昆明）から種芋を入手するなど中国との関係が強い。

こんにゃくを輸出する際の形状は、荒粉が主流（70%程度）である。最近では、一部の企業が精粉加工を施すようになったが、加工技術を有している企業が国内に僅かしか存在しておらず、精粉で輸出するケースは極めて少ない。こうした精粉輸出への対応が困難な点は、ミャンマーが他の輸入相手国（中国、インドネシア等）と比較すると加工水準に遅れという問題点を露呈しているためである。

##### ③対日輸出ルート マンダレー管区の事例一

図1は、ミャンマー産こんにゃくの対日輸出に係る流通経路を图示したものである。

こんにゃくいもの調達には、自生しているいもを近隣農家が採取して原料加工工場への出荷するのが中心である。ただし、自生している地域は山間部であるケースが

多く、こんにゃくいも自体が他のいもと比較すると傷やウイルス等への抵抗力が弱いという特性を有しており、インフラが未整備なミャンマー国内での陸上輸送に適しておらず産地の段階でいもを裁断・乾燥を経て荒粉加工（初期的な直火乾燥等の加工）を施した後、原料加工企業へ流通している。しかしながら、この方式であると初期加工を行う農家・産地仲買人の大半は、車輛等の輸送手段と保管のための倉庫のみを有した脆弱な設備であり、加工能力が低水準という問題点が指摘できる。特に乾燥工程において用いる燃料が、木炭等の化石燃料であるために大量かつ安定した品質を保つ乾燥加工を継続することが困難であり、国産と比較すると水分含有量が高く、水と混合した際の粘度が低いという品質面での問題が生じている（一部の商社等が経営するプランテーション農園において栽培されているいもは、企業グループの系列企業において荒粉加工を行っているが、こちらも国産よりも品質は著しく劣っている）。

次に原料加工企業をみると、前述の通り、ミャンマー国内に精粉加工を施せる技術を有した企業の存在が稀少なために、産地から集荷した荒粉を均等化するような調製・加工を施す工程が主流である。

加工された荒粉は、LDCの無税無枠措置で輸出可能な数量のみ日本へ輸出し、それ以外は中国国内へ流通している。日本及び中国へ輸出された荒粉は、輸出国において精粉加工を施した後、製品化され消費されることとなる。製品化された際のシェアに関しては、こんにゃく原料に課せられている関税制度のためにそのシェアは極めて限定されたものとなっている。

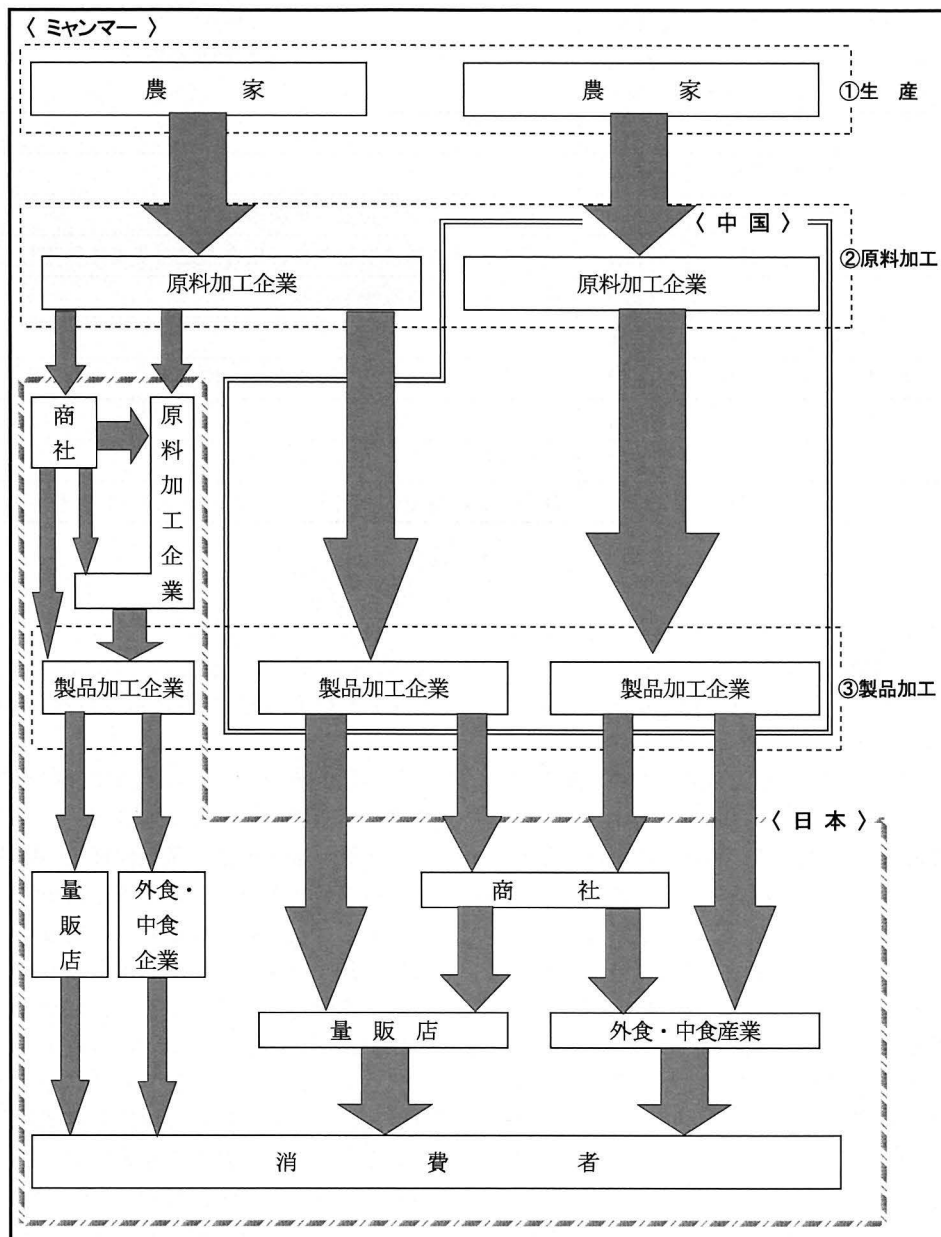
#### 2) 中国産こんにゃく製品における対日輸出の実態

##### ①生産・加工の実態

中国こんにゃく協会<sup>(注15)</sup>によるヒアリング調査によると、中国国内におけるこんにゃくいも生産は、1985年前後に自生している芋を農家が商社に販売したことを契機として、1990年代以降本格化したものである。主要な産地は、湖北省、四川省、雲南省、重慶市、陝西省の内陸地域の標高1,000～1,500mに位置する山間部農村である。

こんにゃくいもは他の農作物よりも収益性の高い作物と認識されており、農家の生産意欲は高まっており、こんにゃくいも生産を希望する農家が増加傾向にある。産地の多くが、その地形的・自然条件から貧困地域に立地しているケースが多く、地方政府主導によるこんにゃくいも栽培による地域経済振興を目的として作付が行われている点も農家数の増加を促進させている。この理由は、生産されたいも及び原料（荒粉・精粉）の大半は、日本国内へ輸出されるこんにゃく製品の原料として使用されていることから、国内市場向けの他作物と比較すると高額な販売価格<sup>(注16)</sup>を実現することが可能な作物と位置づけられている点が挙げられる。

図1 ミャンマー産こんにゃくの対日輸出経路



資料：ヒアリング調査より筆者作成。

調査時点での生産に係る問題点として、生芋価格が上昇しており、需給バランスの変動を引き起こす要因となっていることがあげられる。表4は、最近の中国産こんにゃくいもの販売価格を示したものである。この表をみると、2001年以降、価格が大幅に変動していることが理解できる。その要因として、こんにゃく製品の輸出量の増加により、こんにゃくいもの需要が増大していることがあげられる。具体的には、対応する生産局面においては、生産農家の「資金不足を主要因とする栽培技術水準の低さ」と「貧困地域ゆえの農家の短期的な販売行動」の2点があげられる。

前述の様にほとんどの生産農家は貧困地域に居住しており、生産資材等を購入できる状態でない。2001年はこんにゃくいもの生育期である夏に干ばつが発生及び病虫

害のまん延の影響によって生産量が大幅に減少した。そのため、翌年の栽培に必要な数量及び肥大率の種芋の確保することができなかった。また、2002年には前年の価格高騰に刺激された農家が、多年生作物<sup>(注17)</sup>というこんにゃくいもの特性を顧みずに、肥大不足の芋や種芋を従来と比較すると前倒して販売したために出荷量が前年よりも少なくなり、価格の高騰を促進させている。2003年も継続して前年と同様の影響を受けたことにより、こんにゃくいもの価格が1kg当たり2.6円まで上昇している。2001年の不作は、2000年の2倍以上の高騰を引き起こすこととなった。

このような需給バランスの変動を抑制し、こんにゃくいも生産の安定をはかるために、2002年度から中国こんにゃく協会は以下の様な栽培指導を強化して実施してい

表 4 最近の中国産こんにゃく原料価格の推移

	こんにゃくいも		こんにゃく精粉		価格変動の要因
	販売価格 (元/kg)	前年比 (%)	販売価格 (元/kg)	前年比 (%)	
1999年	0.9	-	26.0	-	
2000年	1.2	133.3	19.0	73.1	
2001年	1.8	150.0	24.0	126.3	生育期に干ばつが発生(重慶市、四川省)
2002年	2.0	111.1	27.0	112.5	前年の価格高騰に喚起され、生育不足の芋まで販売し、販売芋が減少
2003年	2.6	131.7	34.0	125.9	種芋不足による販売芋の減少。
2004年	2.2	85.0	33.0	97.1	
2005年	2.3	101.5	40.0	121.2	生育期に干ばつが発生(重慶市、四川省)
2006年	2.3	102.9	40.0	100.0	
2007年	2.1	89.7	32.0	80.0	
2008年	2.5	120.6	55.0	171.9	地震による産地への被害(四川省)、冷害(雲南省)による種芋の凍結。

資料：ヒアリング調査より筆者作成。

る。主な指導内容は、①需給安定のために栽培方法の転換(自然薯→栽培)、②病虫害の予防の徹底(芋の天日干しをおこない、ウイルス性の病虫害のまん延を抑制)、③作付体系の転換(こうりゃん等を作付けすることによって連作障害を回避)、等である。2004以降も重慶市や四川省の一部の産地において干ばつ等が発生しているが、前述の中国こんにゃく協会による取り組みが効果を発揮し、前回の干ばつ程の価格変動を起こすまでには至らなかった。しかしながら、2008年には四川省で発生した地震と雲南省の冷害により、減産を示し価格高騰を引き起こすこととなった。前者は圃場での栽培面だけでなく、道路等の流通インフラにも被害を受けたこと、後者は種芋への影響により次年度、次々年度の作況への影響が危惧される等ことが容易に想定され、依然として中国国内産地にとってこんにゃくいもの価格変動は深刻な課題である。

以上の点を整理すると、最近のこんにゃくいもの価格変動は、精粉・製品加工業者の需要に対応できるような供給を行うことが、現在の生産農家が有する栽培技術において極めて困難な状況にあると理解できよう。

#### ②対日輸出ルート -雲南省の事例-

図2は、中国産こんにゃくの対日輸出に係る流通経路を図示したものである。

こんにゃくいもの原料調達であるが、農家は自生のこんにゃくいも採取及び圃場で栽培したいもの収穫の何れかの方法で調達したいものを原料加工企業へ直接持ち込んで販売するのが主流である。近年、製品の対日輸出が恒常化したことにより、産地の地方政府主導による栽培への転換が積極的に行われているが、調査時点では、栽培の方が主流であった。しかしながら、中国こんにゃく協会や地方政府幹部によるヒアリングによると、栽培と形容しているものの、日本と比較すると防除・圃場管理等が行き届いておらず、生産農家はいもの植付、収穫と草

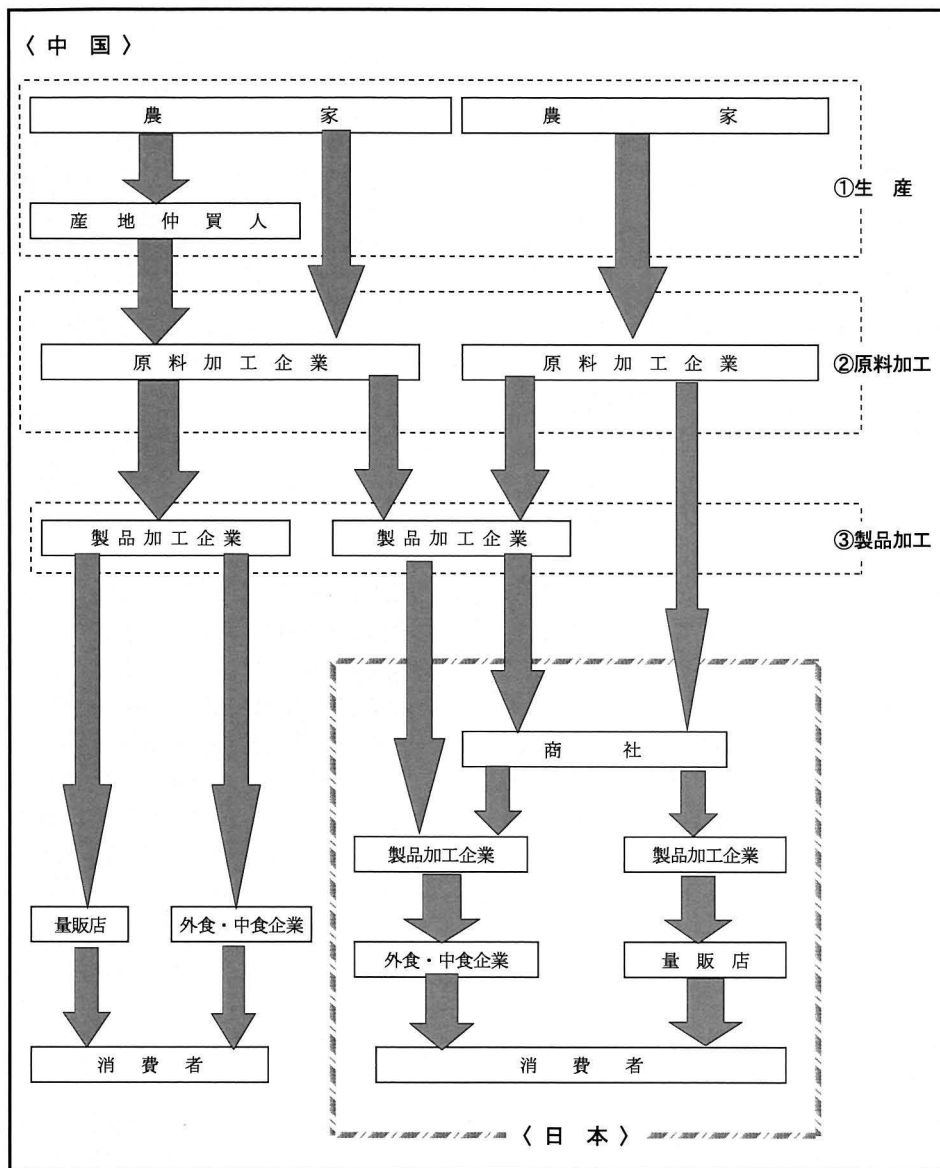
取り程度の作業に従事しているとのことであった。この点は、対日輸出の経験がミャンマーよりも豊富なために自生したいもの採取から先の段階に進展していると判断できよう。

原料加工企業への持ち込みは、収穫期に毎日午前中の指定された時間に農家が各自天秤棒や荷台付の自転車によって原料加工企業や産地仲買人へ搬入するという方式であった。代金決済は、予め企業や仲買人が提示した価格(重量当たり人民元という価格設定)に基づき、出荷毎に重量を計測し、現金決済するという方式であった。

次に原料加工企業をみると、生産された精粉のほとんどは中国国内へ流通している。前述の関税制度との関係で現状では、一部の精粉のみ日本の商社、製品加工企業へ流通している。近年は前述の中国産原料価格が高騰している点から、一部の雲南省に立地する企業において製品化公企業との取引件数を安定したものとするためにミャンマー産原料と中国産原料をブレンド加工して価格調整を行う企業も登場している。

最後に、製品加工企業をみると、複数の精粉加工企業から仕入れた後、製品を加工後ほとんどのこんにゃく製品を日本へ輸出している。主な販売先は、商社及びこんにゃく製品加工業者が中心あり、その後外食・中食産業、量販店へ流通して国内の消費者へ販売されることとなる。また、一部の製品が中国国内の量販店や食品企業へ販売されるものの、その比率は20%弱であり現状ではさほど流通量が多くない状況にあるものと判断できるが、中国国内で生産されている製品の大半は、糸こんにゃくである。前述の製品の生産に特化している要因は、加工工程が労働集約的であり、日本国内で製造すると労働コストが嵩むこととなる。この問題点を解消するために一部の製品加工企業は、豊富な低賃金労働力を有する中国へ糸こんにゃくの製造ラインをシフトすることにより、コスト削減を実現させたものと考えられる。

図2 中国産こんにゃくの対日輸出経路



資料：ヒアリング調査より筆者作成。

#### 4. おわりに

本稿では、中国及びミャンマーでの調査結果を基にこんにゃくいも輸入動向及び輸入相手国での対日輸出システムの今日的展開について検討した。最後にここまでみてきた特徴を整理すると以下の点が挙げられる。

第1は、LDC無税無枠措置の拡充によって、こんにゃく原料の最大輸入相手国が中国からミャンマーへ変化することとなった。拡充以前においても日本国内のこんにゃくいもの生産量が減少している中で国産原料価格の高騰しており、製造業者による輸入品へのニーズは存在していたものの、高関税の状況下では輸入することが困難な状況であった。しかしながら、無税無枠措置の制度が拡充した以降は、LDC諸国と限定されているが、これらの地域は、自生した芋（自然薯）が豊富に生育していることから、非常に安価な原料供給が実現できるため、ミャンマーを中心に原料輸入が活発となっている。

こんにゃくいもの生産に関しては、一部の企業的な農園において栽培が開始されつつあるが、中国以上に生産資材が整備されておらず、栽培に関する情報も自国内では乏しい中で、産地内へ広く普及の可否に関しては可能性は低いといえよう。ただし、現在のような自然薯の採取という前近代的な形態で原料調達を継続すると、種芋の枯渇も想定されるため。安定供給を実現するには、一定程度の面積を栽培へ転換させることが必要であると考えられるが、現状では関係機関はこんにゃくに対する管理や統制を行っておらず、実現するには企業による生産者への栽培指導等の調整が行う以外に対策はないものと予測される。また、原料加工面についても加工技術の水準が低く、設備も存在していないことから、流通している原料の主流が精粉の一次加工品である荒粉となっている点も特徴として指摘できる。現在、精粉加工を施せる企業も若干存在しているが、その品質は国産原料と比較す



ると著しく、格差があり改善する点が多いため、原料加工で利潤を得られる精粉の販売を中国の企業が行う構図となっている。

第2は、中国では内陸農村において地方政府と関連機関による支援事業を基軸として生産、加工の両部門の整備が進展している。地方政府がこんにゃくいもの生産を推奨する要因には、地域内の農家の所得増加を実現することが目的としてあげられる。こんにゃくいもの高い収益を上げられる理由には、製品化されると中国国内でほとんど消費されず、ほぼ全量が日本へ輸出仕向けであるため、日中間の内外価格差の存在から国内を中心に流通している他の農産物よりも有利に価格で販売が可能である点が関係している。この様に政府の支援及び生産農家の生産意欲の上昇に伴い生産を拡大させてきたこんにゃくいものであるが、作付が本格化してからの期間が短いため問題点も発生している。特に自然災害や病害虫の影響を直に受けやすく、収穫量が不安定な部分もあり販売価格の変動も大きい。また、生産農家も多年生作物という特質を鑑みずに作付や販売をおこなうことが見受けられ、更に問題を深刻化させている。これらの問題点への対策として、近年、地方政府及び関連機関は、栽培技術の普及支援を実施している。特に間作や種いも確保の技術指導を積極的に実施することによって需給安定の目的とした取組を行っていた。

次にこんにゃく製品についてみると、中国国内の生産量が不安定であり、価格変動が大きく、安定した原料確保が困難となっており、雲南省や四川省に立地している原料加工企業は、隣国のミャンマーから原料調達を行っているとのことである。更に加工した製品に関しては、中国産冷凍野菜や加工食品による残留農薬問題の発生以降、日本国内の量販店及び消費者による中国産食品離れにより、1990年半ばから継続して増加傾向を示していた製品輸入量が2007年、2008年と連続して減少しており、厳しい状況下におかれている。

以上のように、中国の内陸農村においてこんにゃく産産業が整備されていることは理解できたが、それでは今後はこうしたわが国のこんにゃく貿易はどのように展開していくものと予想できるのか。これまでの研究成果と今回の調査結果から鑑みると、中国及びミャンマーにおけるこんにゃくいもの産地形成はまだ緒についた段階であるものの、他作物と比較した収益性を鑑みると産地が拡大していく可能性は高いと指摘できる。また今後は産地だけでなく、加工部門にまで徐々に整備される範囲が広がっていくものと考えている。

しかしながら、拡大する供給面に対して、需要面である対日輸出の展望をみると、現在の関税制度やLDC無税無枠制度もエスケープクローズやセーフガードの措置の存在が継続するというを前提にすれば、短期的にみればこんにゃく原料の輸入は一定量に限られると予測できる。つまり、中国及びミャンマーの輸入国国内にお

けるこんにゃくいもの安定供給が実現した際には日本以外の地域へ向けた販路の拡大という新たな課題に直面していくものと考えられる。

こうしたことから、中国及びミャンマーというこんにゃく輸出の産地及び関連産業が、今後いかなる展開を示していくのかについては、農産物の対日輸出量の急増とそれを巡る関連制度の変化がどのような影響を与えているのかという点を判断する上で興味深く、十分な注意を払う必要があると考えているため、今回と同様な調査を他の産地でも継続しておこないたい。

## 注

(注1) Trans-Pacific Partnership 又は Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略。

(注2) 「荒粉」(切り干し(チップ)及び「精粉」を含む。

(注3) 詳細は、神代(2006)を参照。

(注4) 石塚(2006)及び石塚・大島(2006)を参照。

(注5) 清水(2005)、鈴木(1994)を参照。

(注6) 神代(2009)を参照。

(注5) 石塚・大島(2000)、(2004)を参照。

(注7) 筆者は、2005年10月、2008年11月に中国国内産地(雲南省富源县)において省・市政府、関連団体(中国こんにゃく協会、雲南省こんにゃく協会)、精粉加工企業へヒアリング調査を実施した。また、2006年10月、2009年10月にミャンマー国内産地(マングレー管区)において農業灌漑省、ミャンマー商工会議所、関連団体(ミャンマーこんにゃく協会)へヒアリング調査を実施した。なお、本調査は特定畑作物緊急対策事業、特定農作物産地構造改革対策事業(事業実施者:(財)日本こんにゃく協会)の一環として実施している。

(注8) Least Developed Countriesの略。後発開発途上国のことを指す。開発途上国の中で最も開発の遅れた国。1人あたりのGNI(国民総所得)750ドル未満等の条件を満たす50カ国。

(注9) 輸入するには、この他に現地生産費、輸送費、業者マージン等が更に加算される。

(注10) 詳細は、農林水産省生産局特産振興課「こんにゃくのLDC無税務枠拡充措置に係る説明会資料(平成19年1月16日)」を参照されたい。

(注11) LDC諸国は以下の通りである。アフリカ34カ国(アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザ

ンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア) アジア10カ国 (アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、ラオス、モルディブ、ミャンマー、ネパール、東ティモール、イエメン)、太平洋5カ国 (キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ)、中南米1カ国 (ハイチ)

(注12) エステープクローズは、輸入急増に対応した特惠関税の適用停止措置の機動的、効果的な発動であり、無税から協定税率等へ変更できる制度である。財務省の調査によって、①輸入が特惠関税により増加、②国内産業に損害を与え、又はその恐れがあること (輸入により国産品価格が国内産業の再生産が可能な水準を下回る場合又はその恐れがある場合)、③当該産業保護のために緊急を要すること (国産品の供給過剰等の要因が見受けられないか) の3点が満たされた場合に発動が可能となる。発動が決定されると、原則6ヶ月 (最長1年まで延長可能) の特惠関税の適用を停止することができる。

(注13) 特別セーフガードは、WTO農業協定等に定められた特別緊急関税措置の活用であり、無税から協定税率を超えた税率へ変更する制度である。具体的には、数量ベースと価格ベースの2種類が存在しており、前者は、年度内 (4月～翌年3月) の輸入量の累計が輸入基準数量 (直近3カ年の総輸入量の125%) を超えた場合、年度末まで通常関税の1/3 (こんにゃくいもの場合: 932円) の追加関税を賦課することである。こんにゃくの場合は、3,635円/kgとなり、輸入量の停滞することとなる。後者は、船荷毎の輸入価格が発動基準価格の90% (こんにゃくの場合は: 666円/kg) を下回る場合、自動的に要件を満たした船荷毎に、発動価格と輸入価格の差に応じて最大52%の追加関税を賦課することである。わが国のこんにゃくいもについては、拡充措置以降に2008年2月、2009年9月、2010年7月において発動している (何れも数量ベース)。

(注14) 一般的に中国からは「精粉」、「ミャンマー」及び「インドネシア」からは「荒粉」の形状で輸入している。

(注15) 2009年にミャンマー国内の需給安定と適切な取引の推進を目的として商工会議所と原料加工企業が中心となり、ミャンマーこんにゃく協会 (原語は、Myanmar Konjac cultivator processors & Exporters cluster) を設立した。主要な事業は、①ミャンマー国内のこんにゃく資源

(自然薯)を守ること (乱獲防止)、②辺境地域及び少数民族地域における芥子栽培を廃止し、転換作物としてこんにゃくいもを作付し、適正な地域経済の振興を図ること (農村対策)、③栽培・加工技術の高度化推進 (特に乾燥、収穫に問題点が生じている)、④輸出の安定化等である。調査時点の協会会員数は40であり、その中では、「原料加工」14 (35.0%) が最も多く、次いで「その他」 (今後こんにゃく関連の事業を行う経営者等) 9 (22.5%)、「貿易」7 (17.5%) である。

(注16) 1997年に中国国内のこんにゃく産業の発展を目的として重慶市政府と中国園芸協会が中心となって、西南農業大学内に中国こんにゃく協会 (原語は、中国魔芋協会) が設立された。主要な事業は、①協会会員に対するコンサルタント業務 (企業の経営相談、販売先の斡旋等)、②会員相互の交流を促進 (製品の品質)、③宣伝・普及活動 (会報・雑誌、インターネット)、④市場動向調査 (生いも買付価格の提案)、⑤会員への生産・技術指導、等である。今後は、栽培方法の転換 (自然薯→栽培) と消費拡大のために新製品開発の強化、の2点を重視していく方針であった。調査時点の協会会員数は253であり、その中では、「原料加工」72 (28.5%) が最も多く、次いで「大学」53 (一部は個人) (20.9%)、「製品加工」44 (17.4%)、「地方政府」26 (10.3) である。

(注17) 中国こんにゃく協会へのヒアリングによると、食糧作物の1.2倍の販売収入を得ることが可能とのことである。しかしながら、こんにゃくいもは、栽培といっても自生に近く労力及び生産資材費が食糧作物と比較すると、著しく安価なため純収益は更なる格差が存在しているといえる。

(注18) こんにゃくいもは、種芋の植え付けから収穫まで2年ないし3年の期間を要する。

#### 参考文献

1. 石塚哉史：中国内陸農村のこんにゃく芋による地域振興の展開と課題。農村生活研究131：44-49。2006。
2. 石塚哉史・大島一二：こんにゃく加工企業の海外展開とその特徴。2000年度日本農業経済学会論文集：82-87。2000。
3. 石塚哉史・大島一二：中国のこんにゃく産業における生産・加工事業の進展と対日輸出の実態。農業市場研究59：43-51。2004。
4. 石塚哉史・大島一二：中国内陸農村におけるこん

にゃくいも産地の展開と対日輸出. 2005年度日本農業経済学会論文集: 485-492. 2006.

- 5. 清水徹朗: WTO 農業交渉とこんにゃく産業. 調査と情報2005年11月号. 22-25. 2005.
- 6. 神代英昭: こんにゃくのフードシステムの構造的変

貌. フードシステム研究25. 2-16. 2005.

- 7. 神代英昭: こんにゃく輸入の変化とその影響について. 農村と都市をむすぶ697. 82-87. 2009.
- 8. 鈴木俊彦: 《コンニャク》産業市場開放下で国内対策を重視. 農業と経済1994年5月号. 47-53. 1994.



写真1 こんにゃく圃場 (ミャンマー) ①



写真2 こんにゃく圃場 (ミャンマー) ②



写真3 こんにゃくいもの選別 (ミャンマー)



写真4 こんにゃくいもの集荷 (中国)



写真5 こんにゃく製品の加工 (中国)



写真6 日本向けこんにゃく製品 (中国)

## A study on the change of the konnyaku trade under tariff system shift

Satoshi ISHITSUKA

Department of Agriculture and Horticulture, Faculty of Agriculture and Life Science,  
Hirosaki University

(Received for publication October 25, 2011)

The purpose of this paper, an analysis of the material on the tariff system and import trends of tuber of konjac, Survey in both Myanmar and China in order to clarify the current stage of the system for export to Japan Konnyaku in foreign countries importing and then continue to study under.

The findings are as follows:

① Myanmar has changed from a maximum import of raw materials China konjac partner. The reason is because the tuber of konjac to growing abundantly cheap.

② the production in China under the guidance of local government in the inland has been progress in the development of both the processing sector.

Looking at the product and then Konjac is unstable supply of raw materials from China, a large price fluctuations. Some companies that do business with raw materials from Myanmar.

Bull.Fac.Agric.&Life Sci. Hirosaki Univ. **No.14**: 1-11, 2012